



報道関係者各位

令和3年1月15日

【照会先】

徳島労働局職業安定部職業対策課

課長 寒川 浩治

課長補佐 中津 敦史

地方障害者雇用担当官 下木 哲治

電話番号 088-611-5387

令和2年 障害者雇用状況の集計結果

徳島労働局（局長 日根直樹）は、このほど、徳島県内の民間企業や公的機関などにおける令和2年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務がある事業主などに報告を求め、集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率2.2%）

○実雇用率、雇用障害者数ともに前年を下回った

- ・実雇用率は2.22%、対前年比0.04ポイント低下
- ・雇用障害者数は1,875.5人、対前年比0.1%（1.5人）減少
- ・法定雇用率達成企業の割合は62.7%（対前年比1.9ポイント上昇）

<公的機関>（同2.5%、教育委員会は2.4%）※（ ）内は前年の数値

○県の機関は、実雇用率及び雇用障害者数ともに前年で上回った。

○市町村は、実雇用率は前年より下回ったが、雇用障害者数は前年を上回った。

○県等の教育委員会は、実雇用率及び雇用障害者数ともに前年より上回った。

- ・県：実雇用率 2.71%（2.64%）、雇用障害者数 120.0人（105.0人）
- ・市町村：実雇用率 2.18%（2.27%）、雇用障害者数 214.5人（201.5人）
- ・教育委員会：実雇用率 2.32%（1.97%）、雇用障害者数 142.0人（115.5人）

<独立行政法人>（同2.5%）※（ ）内は前年の数値

○実雇用率及び雇用障害者数はともに前年を下回った。

- ・独立行政法人：実雇用率 2.62%（2.67%）、雇用障害者数 78.0人（80.0人）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は1,875.5人で、前年より1.5人減少（対前年比0.1%減）した。
- ・ 雇用されている障害者のうち、身体障害者は1,100人（対前年比1.2%減）、知的障害者は543.5人（同1.7%増）、精神障害者は232.0人（同1.3%増）と、身体障害者は前年より減少し、知的障害者と精神障害者は増加した。
- ・ 実雇用率は、2.22%で、前年の2.26%より0.04ポイント低下した。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は62.7%で、前年の60.8%より1.9ポイント上昇した。

○ 企業規模別の状況

- ・ 雇用されている障害者の数は、45.5～100人未満規模企業で445.0人（前年は469.0人）、100～300人未満で629.5人（同614.5人）、300～500人未満で227.0人（同200.0人）、500～1,000人未満で98.0人（同150.5人）、1,000人以上で476.0人（同443.0人）となった。
- ・ 実雇用率は、45.5～100人未満規模企業で2.24%（前年は2.34%）、100～300人未満で2.28%（同2.32%）、300～500人未満で2.12%（同1.97%）、500～1,000人未満で2.10%（同2.26%）、1,000人以上で2.22%（同2.24%）となった。
なお、民間企業全体の実雇用率2.22%と比較すると、45.5～100人未満、100～300人未満及び1,000人以上規模企業が実雇用率以上となった。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5人～100人未満規模企業で62.0%（前年は、60.5%）、100～300人未満で67.1%（同63.4%）、300～500人未満で50.0%（同48.1%）、500～1,000人未満で57.1%（同60.0%）、1,000人以上で44.4%（同62.5%）となった。

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業」で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「製造業」（2.50%）、「学術研究、専門・技術サービス業」（2.23%）、「医療、福祉」（2.41%）及び「サービス業」（2.32%）が法定雇用率を上回っている。

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和2年の法定雇用率未達成企業は194社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、73.2%と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は118社で、未達成企業に占める割合は、60.8%となっている。

2 公的機関等における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.5%）

- ・ 県の機関に在職している障害者の数は120.0人、実雇用率は2.71%と前年に比べ0.07ポイント上昇した。4機関全ての機関が達成した。

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

- ・ 市町村の機関に在職している障害者の数は214.5人、実雇用率は2.18%と前年に比べ0.09ポイント低下した。32機関中21機関が達成した。

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）

- ・ 県等の教育委員会に在職している障害者の数は142.0人、実雇用率は2.32%と前年に比べ0.35ポイント上昇した。2機関中1機関が達成した。

(4) 独立行政法人（法定雇用率2.5%）

- ・ 国立大学法人、地方独立行政法人に在職している障害者の数は78.0人、実雇用率は2.62%と前年に比べ0.05ポイント低下した。3機関中2機関が達成した。

令和2年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	84,303.0 人	1,875.5 人	2.22 %	326 / 520	62.7 %
	(83,172.0 人)	(1,877.0 人)	(2.26 %)	309 / 508	60.8 %

2 公的機関等における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	4,434.0 人	120.0 人	2.71 %	4 / 4	100.0 %
	(3,983.5)	(105.0 人)	(2.64 %)	(4 / 4)	(100.0 %)
知事部局	3,455.5 人	91.5 人	2.65 %	1 / 1	100.0 %
	(3,077.0 人)	(77.0 人)	(2.50 %)	(1 / 1)	(100.0 %)
その他の 県機関	978.5 人	28.5 人	2.91 %	3 / 3	100.0 %
	(906.5 人)	(28.0 人)	(3.09 %)	(3 / 3)	(100.0 %)

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	9,830.5 人	214.5 人	2.18 %	21 / 32	65.6 %
	(8,879.5 人)	(201.5 人)	(2.27 %)	(26 / 33)	(78.8 %)

(3) 県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	6,122.5 人	142.0 人	2.32 %	1 / 2	50.0 %
	(5,848.5 人)	(115.5 人)	(1.97 %)	(0 / 2)	(0.0 %)
徳島県 教育委員会	5,469.5 人	134.5 人	2.46 %	1 / 1	100.0 %
	(5,370.0 人)	(108.5 人)	(2.02 %)	(0 / 1)	(0.0 %)
市町村 教育委員会	653.0 人	7.5 人	1.15 %	0 / 1	0.0 %
	(478.5 人)	(7.0 人)	(1.46 %)	(0 / 1)	(0.0 %)

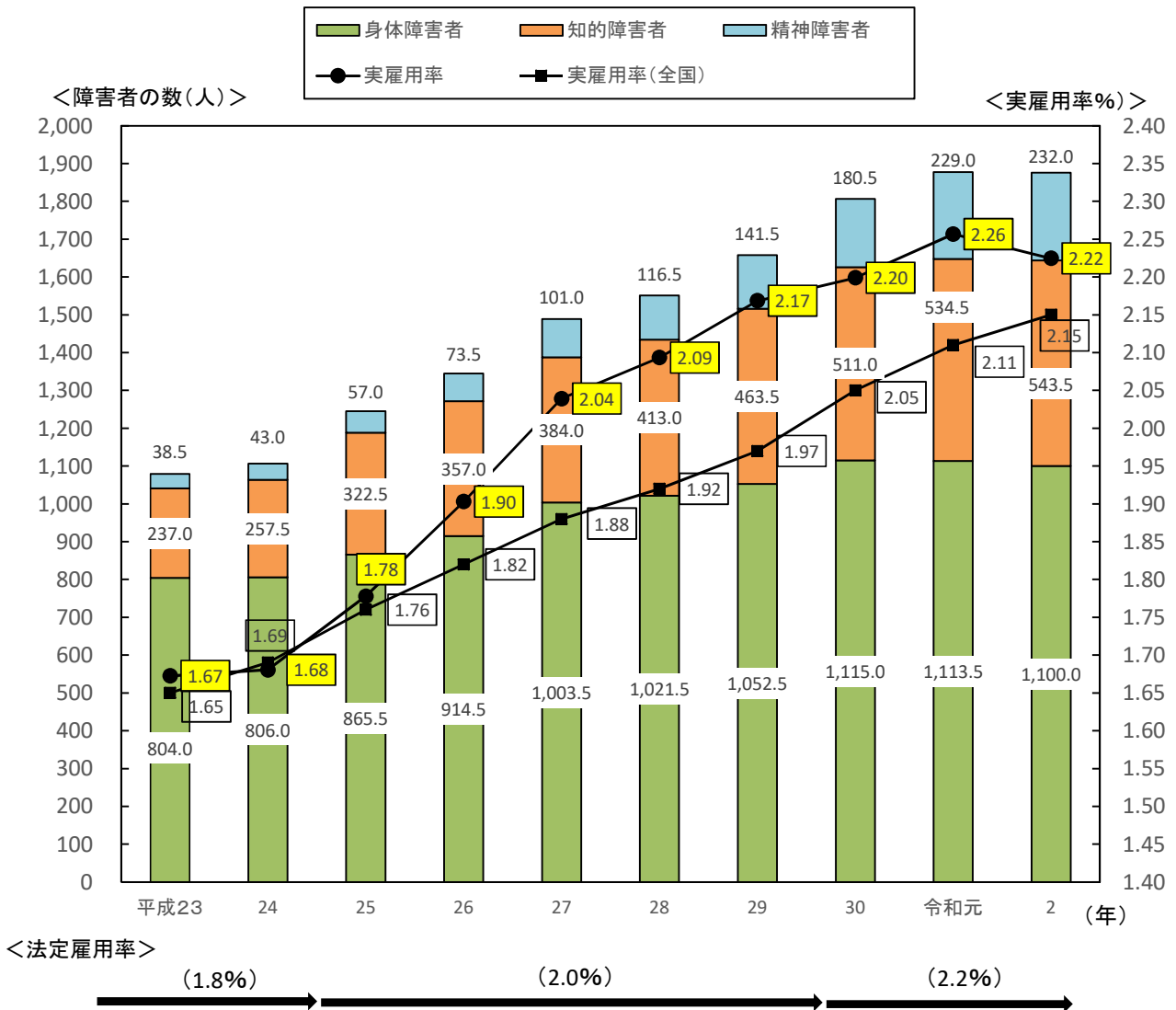
(4) 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
国立大学法人 地方独立行政法人	2,982.0 人	78.0 人	2.62 %	2 / 3	66.7 %
	(2,994.5 人)	(80.0 人)	(2.67 %)	(2 / 3)	(66.7 %)

- 注 1 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の(1)から(3)の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、令和元年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1:雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年は45.5人以上規模の企業)についての集計である。

注2:「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
重度身体障害者である短時間労働者

平成18年以降平成22年まで

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
精神障害者である短時間労働者

平成23年以降

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
身体障害者である短時間労働者
(身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
知的障害者である短時間労働者
(知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
精神障害者である短時間労働者(※)

※平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3:法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2%
(45.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5%
〔労働者数40.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5%
(40.0人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4%
(42.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

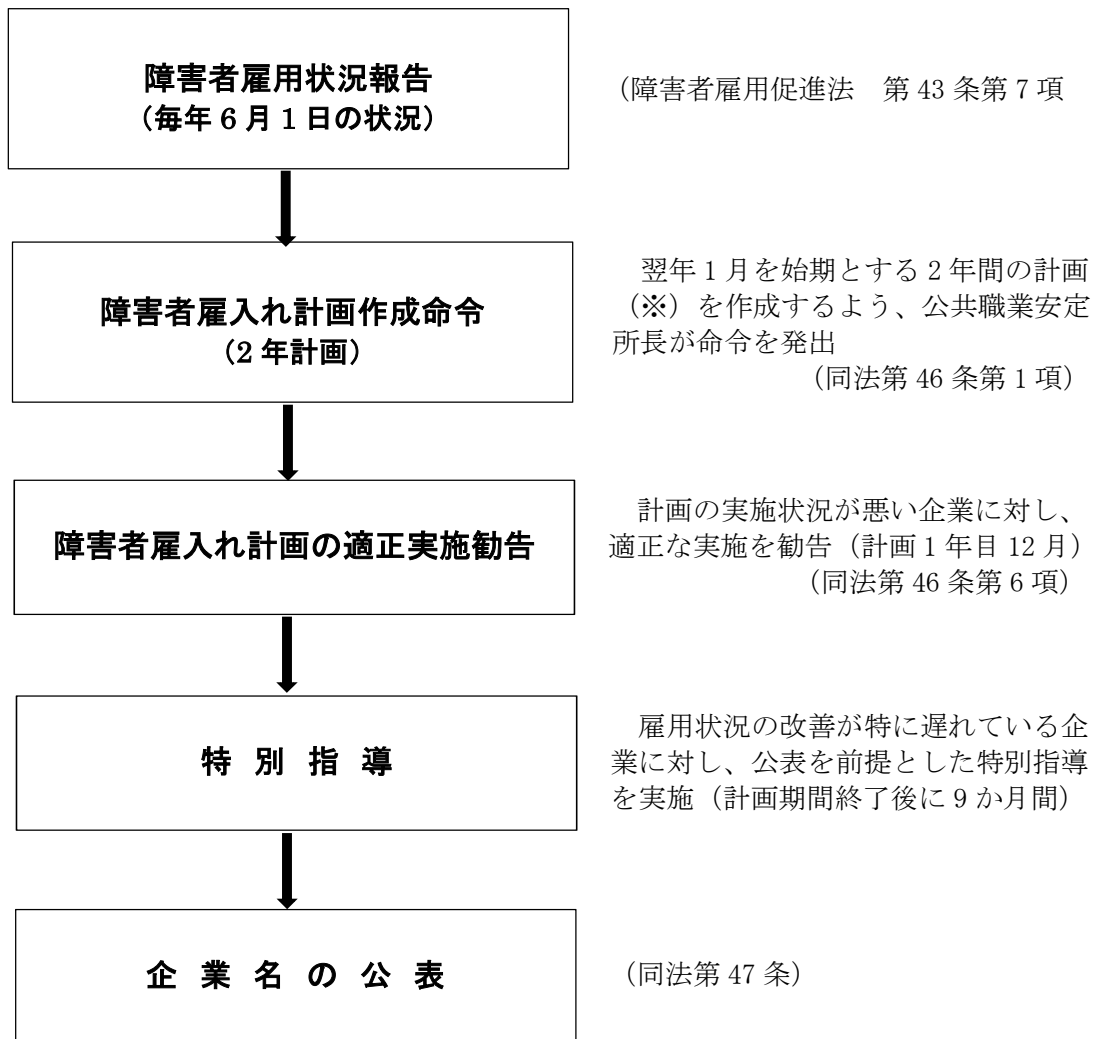
【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。
 - ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
 - ② 通報年の3年前の年に属する6月2前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 令和元年度の実績
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 0社
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 0社
 - * 「特別指導」の実施 0社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 296社(元年度)
- 企業名の公表
 - 18年度 2社、19年度 1社(再公表)、20年度 4社、
 - 21年度 7社(うち1社は再公表)、22年度 6社(うち2社は再公表)、
 - 23年度 3社(うち1社は再公表)、24年度 0社、25年度 0社、
 - 26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、29年度 0社、
 - 30年度 0社、元年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。